

平成 18 年 8 月 31 日
社団法人 日本監査役協会

会計制度委員会研究報告第 12 号
「臨時計算書類の作成基準」(公開草案)について

1. 臨時計算書類は、分配可能額の財源計算に直結する手続きであることを考慮すれば、年度決算に適用される会計処理の原則及び手続に準拠して作成することを原則としつつ、一定の簡便法を容認する「中間財務諸表作成基準」に準ずることとする原案に反対する強い理由はないものと思料する。
2. 一方、開示面について、次のとおり意見を申し述べる。
 - (1) 基本決算書として求められる臨時貸借対照表と臨時損益計算書の区分掲記については、証券取引法(金融商品取引法)の範疇である「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」を参考にしている(10頁 6. 臨時計算書類の表示)が、会社法の区分開示のレベルで十二分に対応できるところであり、この点が明示的に解釈できるよう修文すべきである。
 - (2) なお、会社法の求めるところではないが、一定の注記「重要な会計方針に係る事項(会計方針の変更を含む)」、「重要な偶発事象に関する注記」及び「重要な後発事象に関する注記」を参考情報として開示することには、賛同する。
 - (3) ただし、原案は「継続企業の前提に関する注記」も求めている。参考情報としての位置づけでこのような基本事項に関する開示を安易に制度化すべきではなく、仮に開示事項とするならば、そのための何らかの手当てが求められると思料する。

例えば、注記例(13頁)においては、前年度末において継続企業の前提に疑義があるケースを掲げている。このパターンに関しては、実務上の問題は少ないと思われる。しかし、臨時会計年度末において初めて疑義が生じるケース(13頁の*1では、事業年度末の計算書類に準じ、会社計算規則第131条に規定されている事項を注記するとしている)は、制度上の懸念が残る。
 - (4) そこで、会社法上は求められてはいないが、一連の注記(上記の(2)並びに(3))を、年度決算監査と同様に、全て直接的な監査対象として明確に位置づけることが妥当である。

以上